平成２１年（フ）第２６号
徳島県阿南市那賀川町中島1482番地
債務者　小川　　護
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第３２号
徳島県阿南市津乃峰町長浜283番地
債務者　住友　武久
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第３３号
徳島県阿南市津乃峰町長浜283番地
債務者　住友　信子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第３５号
徳島県海部郡美波町奥河内字寺前490番地43、住民票上の住所徳島県阿南市領家町長田478番地５　阿波路マンション101号
債務者　阿部　節夫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第３６号
徳島県海部郡美波町奥河内字寺前490番地43
債務者　松本　起三
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第４０号
徳島県阿南市福村町北筋53番地１
債務者　福島　　正
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第５９号
高知県室戸市羽根町乙2841番地１
債務者　柿本　英一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１０４１号
北九州市若松区大字蟹住993番地７
債務者　飯干　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５６号
北九州市小倉北区香春口２丁目10番１号　プリンセス香春口701号室
債務者　岡松　正子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６５号
北九州市小倉南区長野本町４丁目９番25号
債務者　小泉　貴史
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県田川郡香春町大字香春1121番地２
債務者　白本　憲一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県田川郡福智町金田1007番地１
債務者　辰島千代子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５９号
大分県国東市安岐町西本685番地
債務者　亀山　聡之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
大分県日田市大字十二町637番地５　コーポ深見３号
債務者　石橋　好美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止

平成１８年（フ）第２３０号
三重県津市本町11番６号、破産手続開始決定時の住所三重県津市香良洲町1883番地１
破産者　被相続人畑勝之相続財産
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１７３０号
横浜市中区扇町２丁目４番地の２
破産者　株式会社エルクウィーン
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９５号
福岡市東区筥松３丁目３番30号
破産者　株式会社笠浪産業
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目２番２号　玉里団地ビル608号
破産者　入来セメント瓦株式会社
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係